

12月4日から10日までは 人権週間

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊厳し、確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の目標として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会で採択されました。

国連は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟

国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。法務省及び全国人権擁護委員連合会は、従来から、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

高知地方法務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所ですべて「特設人権相談所」を開設し、ドメスティック・バイオレンス、セクハラ、ストーカーなどの人権問題や、児童虐待・いじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、その他嫌がらせ等、人権に関するご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、左記の「相談窓口」をご利用ください。

お気軽に、左記の「相談窓口」をご利用ください。

人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	時間	開催場所
伊野	12月21日(水)	10時~15時	伊野公民館

町内の人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
宮内 信子	〃 新町29-2	892-0617
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500
伊東 尚毅	〃 長沢20	869-2267

法務局相談窓口・問い合わせ先

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4)	893-0343
------------------------	----------

戦没者等のご遺族の皆様へ

第八回特別弔慰金が 支給されます

対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日現在、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。)

- 4 右記3以外の①父母 ②孫
- ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 右記1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間

平成17年4月1日～

平成20年3月31日

請求窓口

福祉課(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課

☎867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎869-2114

「紙の門松」廃止します

いの町ではこれまで「紙の門松」を配布していましたが(吾北、本川地区では昨年のみ)、厳しい財政事情の中、事業の見直しを行い、正月飾りに対する考え方の多様化や、環境に関する意識も変わってきていることを踏まえ、当事業を廃止をすることとしました。

皆様方のご理解をお願いするとともに、長年ご利用いただきました方々には深く感謝申し上げます。

社会教育課